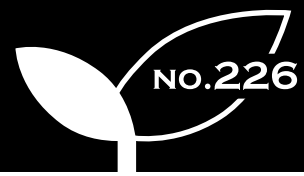


アグリビジネス 経営塾



2004.12.2

法務講座 ⑳

不当請求 (1)

寺本法律会計事務所
弁護士
飯塚 美葉

最近、架空請求、不当請求といわれるものや、オレオレ詐欺と言われるケースが相次いでいます。私のところにも、知人やクライアントの方から、「こんなハガキが来たけどどうしたらいいですか」とご相談をいただくことがときどきあります。今回と次回に引き続き、これらの詐欺の手口をご紹介しますとともに、対処法についてもお話しします。

■ 架空請求、不当請求

架空請求、不当請求といわれるものは、サラ金などの貸金業者の返済の遅れ、携帯電話やインターネットを使った情報サービスなどの料金不払いなどを装って、ハガキやメールで連絡してきます。

これらのサービス業者を装って連絡してくるものもありますが、多くの場合は、「債権の譲渡を受けました」などという表現をつかってきます。名称も、「〇〇債権回収サービス株式会社」「〇〇債権処理センター」など紛らわしいものを使っていたり、「東京都第〇〇号」などと、行政庁の許認可をとっているような表示をしたりします。最近では架空の(あるいは実在の)弁護士の名前を騙っているものもあります。

文面も、「法務省認可」「裁判所」「給料差押え」「財産調査」「近隣調査」など、法的手続きについてあまりよく知らない人を見ると、まったく心当たりがなくても、心配になってしまうようなことばが並んでいます。

ただ、財産の差押えにはかなり厳格な手続きが定められており、それなりの手順を踏むことが必要です。また、通常は必ず、反論の機会が与えられますし、裁判所の人、いきなり近隣に聞き込み調査をしたり、財産調査をしたりすることはまずありません。

このような不当請求のメールやハガキは、当てずっぽうで大量に発送し、それを見た人の中でのほんのわずかの割合でも、「もしや」と心配になって連絡をしたり、お金を振り込んだりしてくれる人がいることを期待しているのです。

ですから、このようなメールやハガキへの一番の対処方法は、無視することです。何の心当たりもないのにこのような文書を受け取ると、気分が悪いですが、書かれている電話番号に電話して「何かの間違いです」などと言ったりすると、かえって、「脅せば金を払うかもしれない」など、つけ込まれるきっかけになってしまいます。

このような業者は、名前を変えて同じことを繰り返したり、業者同士でつながっていたりしますから、いったんつけ込まれると何度も同じような文書が来てしまうことにもなります。

ただ、裁判所から郵便物が届いたときは、きちんと対応してください。必要であれば、弁護士、司法書士にも相談して下さい。

裁判所からの文書は、通常、封書が届きます。裁判所から届いた訴状や支払督促などの書面を無視し、適切な反論を行わないまま放置していると、相手の言い分通りの判決が出てしまったり、本当に財産の差押えなどの強制執行を受けたりする場合があります。

また、ごくごくまれなケースですが、上記のような不当請求で、実際に訴状が届いたケースも、関西で報告されています。もし気になるような文書が届いたら、早めに近くの弁護士会や知り合いの弁護士、司法書士などに相談して下さい。裁判所の窓口で問い合わせてもある程度のことは教えてもらえると思います。

心当たりのない督促状が届いた場合、不当請求かどうか見分ける方法で一番手っ取り早いのは、連絡先が携帯電話かどうかです。携帯電話の番号しか書いていない督促ハガキがきたら、まず実在しない業者であるとみていいでしょう。



○お知らせ
当講座の執筆者、磯井さんが結婚されてお名前が飯塚さんになりました。引き続きご愛読をお願いいたします！

「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」が策定されました

11月22日、標記基本指針が策定され、農林水産省総合局長名で通知されました。

「指針」では、平成17年産米の全国生産目標数量を851万トンとし、都道府県別の配分については、客観的な需要予測をもとに需要に応じた生産を促進するとして、具体的には需要見通しの算定値を6割、16年産米の配分実績を4割勘案することとしています。

なお、「指針」の本文は農林水産省のHP (http://www.maff.go.jp/www/press/cont/2/0041122press_3b.htm) から入手できます。

お世話になりました!

・ ・ 徳田智子よりご挨拶です。

11月に愛媛県で開催された、秋季セミナーでもご報告させていただきましたが、私・徳田は、11月30日をもって法人協会を退職させていただくことになりました。

法人協会での3年半は、私にとってとても貴重な時間となりました。パワフルな会員の皆様の声はいつも私を元気にしてくれました。皆様と出会うことができ、お話しさせていただいたことは、私の宝物となっています。

今後とも、会員の皆様のファンでいさせていただきます。

皆様のご活躍される姿、これからも楽しみにしています。

本当にお世話になりました。

「アグリビジネス経営塾」226号
2004年12月2日発行

発行：
社団法人 日本農業法人協会
東京都港区虎ノ門1-25-5
虎ノ門34MTビル
〒105-0001 H.A.G. The Agriculture Group

Tel : 03-5156-0365 Fax : 03-5156-0366
E-mail : hojin@nca.or.jp
HP : <http://www.hojin.or.jp/>